

# クマ吉の「ここが知りたい」

ここが違うよ国と地方 その②

**にし子博士** クマ吉さん、前は、国は議院内閣制、地方は二元代表制という違いについてお話したわね。今日は、横浜市がどんなお仕事しているかお話ししましょうね。

**クマ吉** ヨコハマシカイって、いったいなんですか？

**にし子博士** 横浜市の税金の使い方や、「条例」という横浜市のルールを決める横浜の市議会のことよ。

**クマ吉** なんでシカイなの？シギカイ（市議会）ならきたことあるけど。

**にし子博士** 横浜市に議会が出来たのは1889年（明治22年）。すごく昔ね。その頃はまだ市議会という呼び方がなくて、みんな「市会」と言っていたそうよ。今もそのまま使っているのね。

**クマ吉** ええ〜。えーと、いま2022年だから…

**にし子博士** 133年前ね。なんと国会（当時は帝国議会）よりも1年古いよ。国会は1890年に出来たの。

**クマ吉** そうなんだあ…意外だなあ。

**にし子博士** さて、クマ吉さん。市長と議会、それぞれどんな仕事をしているかわかる？

**クマ吉** それぞれ違う仕事をしているの？

**にし子博士** 市長は年に1度、1年間の税金の使い道を考えることになっているの。これを予算編成と言います。そして予算編成された予算案が毎年1〜2月に市長から議会に提出されます。議会はその予算案が適正かどうかを審議して、3月の下旬に議決するのよ。

**クマ吉** 税金の使い方がそこで決まるんだね。

**にし子博士** そうね。そして、そのほかに議会は「条例」という横浜市のルールを作ることができるのよ。市長も条例案を議会に提出できるし、賛同する横浜市議員が8人以上（全議員の12分の1以上）集まれば、議員も条例案を議会に提出できるの。市民が選んだ市長と議員が、それぞれ選挙で市民に約束した公約の実現のために話し合う場が議会なのよ。市民は、自分たちが自由に暮らしやすい町をつくるために、横浜市を主体的に運営する権利を持っているのよ。それを「住民自治」と言うわね。

**クマ吉** 自分たちの町のことは、自分たちで決めて良いってことだね！

**にし子博士** その通りよ。身近なことは自分たちで決めて町を運営出来るように、市町村にも議会があるのよ。国はおおまかなことを決めて、詳しいことはそれぞれの市町村に合う形で決めていくのが地方自治の良いところね。民主主義は、できるだけみんなが納得いくための大切な仕組み。クマ吉さんも、社会はこうあるべき！と思うことは遠慮なく堂々と発言して良いのよ！

**クマ吉** 僕に社会を変えられる力なんて無いんじゃないかと思うんだけど…

**にし子博士** そんなことはないのよ。これからの日本は、若い人こそが意見を堂々と言えて、社会を変える原動力になる社会になればいけないと思うわ。そのためには、自分が正しいと信じることは、老若男女、分け隔てなく誰もが正々堂々と主張できる社会をつくらないとイケないわね。

**クマ吉** 僕は、自分が正しいと思う生き方が出来る社会をつくりたい！

**にし子博士** その意気よ。そのために、変えなければいけないことは、本当にたくさんあるわね。それを見つけて自ら変えていく自由が、市民国民にはあるのよ。

**クマ吉** 社会を変えるってことは、自由を行使することなんだね！ありがとう、にし子博士！

上かかるの教育委員会の考えが示され、また、工場から食店で運ぶ「センター方式」については、輸送のために冷却する必要はありませんが、工場整備（市内6か所）に10年間が必要とも示されています。中学校給食の全員喫食の実現を含む中期4か年計画は、第4回定例会にて特別委員会が開かれ審議され、議決を行います。市民の皆様のご意見をぜひお寄せ下さい。

## 第4回定例会のお知らせ

主な会議日程（予定）[会期] 11月29日（火）から12月23日（金）まで

- 11月29日（火）【本会議】 議案上程・質疑（給与条例関係・補正予算議案）
- 12月 6日（火）【本会議】 議案上程・質疑（市長等へ全ての議案に関連して質問）
- 12月 9日（金）【本会議】 一般質問（市長等へ市政全般について質問）
- 12月14日（水） 基本計画特別委員会（市長等へ中期4か年計画議案について質問）  
【おぎわら隆宏】が【市長】に質問予定です。
- 12月15日（木） 各常任委員会/特別委員会分科会において中期4か年計画～20日（火） 議案等について審査  
おぎわら隆宏は、こども青少年・教育委員会/分科会で審査する予定です。
- 12月22日（木） 基本計画特別委員会（中期4か年計画議案を採決）
- 12月23日（金） 中期4か年計画を含む全ての議案を議決

おぎわら隆宏政務活動事務所 〒220-0053 横浜市西区藤棚町1丁目100番地

✉ [ogi@ogiwara-takahiro.com](mailto:ogi@ogiwara-takahiro.com)

☎ 045-334-7213 FAX 045-334-7214

横浜市政・西区政に関するご相談・ご意見などをお寄せ下さい！

# 横浜市議員（西区）おぎわら 隆宏

たかひろ Yokohama City Council Report 市政報告

立憲民主党横浜市議員団市政報告西区版（2022年12月4日発行）



## 市民が主（あるじ）のヨコハマへ

民主主義社会では、政治家は主ではありません。市民・国民こそが主です。政治家や行政職員がその志に固執して市民が望まないような政策を市民に押し付けるのは民主主義とは言えません。いつの時代も政治家が民意に沿った政治を行うために、選挙や住民投票によって民意を問えることが極めて重要です。



横浜市へのカジノIR誘致事業は、選挙によって問われたことがない政策でした。市民が望んでいるかどうか定かではないなかで、「市長が決心した」という一点によって誘致推進が決まりました。オペラ劇場建設計画も同様でした。2021年1月の臨時会では、19万3,193筆の署名とともに市民が直接請求したカジノIRの是非を決める住民投票条例案を横浜市会が否決してしまいましたが、世論調査では6割以上の市民が反対するなかで、本来であれば、住民投票で民意を問うこともなく誘致を進めるべきではありませんでした。市議会の過半数の意思と、市長の意思が合致すると、市民は何も対抗できないのでしょうか？議会と市長の決定に対して多くの市民が疑問を感じたときに、住民投票によって、社会の主（あるじ）たる市民が直接意思決定するという、もうひとつの民主主義の選択肢を常に持てるようにするべきではないだろうか？と私は思います。民意で政治を動かすために、民主主義をもっと進化させる必要があります。

## 住民投票という「もうひとつの選択」を持つべき

市長も議員も選挙で選ばれます。しかし、その政治家たちが本当に世の中のすべてを公正・公平・適正に物事を決定出来ていると実感できるでしょうか？選挙された議員によって間接的に議会で民意が反映されているわけですが、間接民主主義の欠点は、民意と政治家の意思とが離れてしまったときに修正が困難な点です。そこで、住民投票という直接民意を反映する制度が必要な場面も生じるわけですが、今の日本では、地方議会が認めない限り住民投票を実施でき

## 第3回定例会 一般質問報告

### 福祉人材の給与アップやみなとみらい本町小学校の恒久化、カジノIR誘致撤回までの振り返りについて市長に質問しました。（9月8日）

横浜市によるカジノIR誘致の振り返り最終報告が9月13日に公表されました。横浜市行政が今後民意に謙虚に向き合うために、極めて大切な振り返りです。「データ比較が科学的でなくデータの理解・解釈に恣意性がみられる」など、有識者によって指摘されたいくつかの重大な問題点に対し、今後市が同じ過ちを繰り返さないよう、どのように取り組んでいくのが問われます。このカジノIR振り返りについてや、みなとみらい本町小学校の恒久化、福祉人材の給与アップなど、様々な市政課題について山中市長へ質疑を行いました。また、決算特別委員会では、建築局および港湾局へ質疑を行いましたので、それぞれあらましをご報告させていただきます。

…おぎわら隆宏の質問

市長 …山中市長の答弁

1~4ページは一般質問、5~7ページに決算特別委員会のあらましをご報告します。

1 強く、みなとみらい本町小学校の存続・恒久化を市長と教育長に求めて参ります。

### みなとみらい本町小学校の恒久化について

みなとみらい本町小学校が2028年3月に閉校して本町小学校に戻ることは、児童数増が見込まれるなか極めて困難であると思います。子どもたちの育ちを思えば、先延ばしにすぎない暫定期間延長にとどまらず、恒久化への道を歩むべきと考えます。みなとみらい本町小学校は暫定期間延長にとどまらず、早期に恒久化を決断するべきと考えますが市長の見解を伺います。

### 市長

みなとみらい21地区は、横浜経済を牽引していく業務集積地であるため、10年間の暫定土地利用の承認を受け、開校した経緯がございます。このため、学校の在り方については、児童数の推移などを踏まえて慎重に判断する必要があると考えております。

### 【解説】

みなとみらい地区周辺の子どものための学びの場を確保するためには、まずは暫定期間10年を過ぎても存続出来る決定を早急に市が行うべきです。さらに暫定期間延長にとどまらずに、恒久化して安心ある教育環境を市民に提供することが市の責務です。市長や教育長の答弁は現時点では「慎重に判断する」の繰り返しですが、引き続き粘り強く、みなとみらい本町小学校の存続・恒久化を市長と教育長に求めて参ります。

## 第4回定例会にて横浜市中期計画が審議されます

現在山中市長から、2025年度末までに横浜市がやるべきこと、やろうとしていることの計画である「中期4か年計画」の素案が示されています。この中期4か年計画を審議し議決するため、第4回定例会で「基本計画特別委員会」が設置される予定です。

様々な政策が盛り込まれているなか、とくに注目は、この素案のなかで、①「中学3年生までの医療費助成の所得制限や一部負担金を撤廃」することが明示され、小児医療費助成の拡充が提案されています②「すべての生徒が満足できる中学校給食の実現」として、「中学校給食の利用を原則とし（アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可）、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。」「安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。」と明示され、デリバリー方式によるすべての中学生の皆さんに提供できる中学校給食の実現に向けた取り組みが提案されています。

デリバリー方式であれば、今後3年間で体制を整え、令和8年（2026年）4月から、すべての中学生に給食を提供できるめどが立ったと教育委員会は説明しています。いっぽう、十分なあたかさを確保する課題も残されており、中期計画にうたわれている「すべての生徒が満足できる中学校給食の実現」に向けてのさらなる努力が求められます。衛生管理上、食中毒菌が増えないよう、デリバリー方式の場合、温まりにくいおかずは19度以下の状態で輸送する必要があるからです（お米や汁物は保温して輸送しています）。学校内で調理する「自校方式」のためには調理室を整備しなければなりません、すべての中学校に調理室を整備するには30年以

### MINI PROFILE 横浜市議員 おぎわら隆宏

1970年1月生まれ ドイツ・フランス・アルジェリア・イギリス・日本の5か国で育つ立教英国学院卒 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修卒 会社員 代議士秘書を経て2007年横浜市議員初当選（西区）2011年2期目当選（西区）参議院議員秘書 知的障がい者入所施設非常勤職員を経て2019年横浜市議員3期目当選（西区）初級障がい者スポーツ指導員

- 趣味：ギター演奏・仏を彫る・散歩 ●好きな言葉：心に太陽を持って
- 好きな食べ物：お好み焼き、とん汁、ミートボール

## 福祉人材の給与アップを

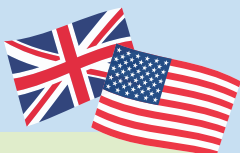


利潤を追求する市場経済のあり方はときに社会に過大な負荷がかかるとの観点から、エシカル資本主義（倫理的資本主義）という概念も言われ始めました。コロナ禍を世界が経験するなかで、福祉や環境、人権等の政策は、構造的に格差を生んでしまう資本主義の負の側面を補充・修正するためにあるのではなく、より良い人生を確保する福祉などの政策実現のためにこそ資本主義を活用する社会に変えていくべきであり、そのために、「他者を思いやる倫理観を包摂する資本主義が必要だ」という概念が改めて見直されていると思います。SDGsの広がりもその現象の一つなのだと思います。利潤を増やすことが目的ではなく、倫理や良心にかなう社会をつくるために利潤を活かす社会とするためには、福祉はそのメインエンジンとなるべき分野であり、そういった観点からも高齢社会を乗り越えるにあたり、福祉分野を支える人材の育成と確保は不可欠と考えます。そこで、長くキャリアを積みながら自分の人生も他人の人生もともに豊かにできる社会を実現するため、福祉に携わる人々の給与を上げるべきと考えますが市長の見解を伺います。

市長

賃金水準の向上は、若い世代を含め、働いている方の意欲の向上、ひいては、利用者サービスの向上にもつながっていく重要なものです。給与の財源となる各サービスの報酬については、国において決定されるものであり、改定の時期に合わせ、本市としても改善要望を行っています。引き続き、福祉に携わる方々の処遇が改善されるよう、本市としても、国へしっかりと働きかけを行っていきます。

## リビングウェイジ制度の導入を



イギリスとアメリカにリビングウェイジという制度があり、それぞれの都市や地域で暮らすために必要な賃金額を国の最低賃金とは別途それぞれの地方自治体などが定める賃金制度があります。英国は国全体のリビングウェイジもあり、ロンドンには事業者が自主的に守るリビングウェイジ額の設定があります。日本には産業別最低賃金制度がありますが、労働組合が結成されにくい福祉分野においては賃金交渉も困難です。横浜市において、まずは福祉分野においてこのリビングウェイジ制度を設けることによって、横浜の福祉人材を安定的に確保する一策としてほしいと考えます。そこで、福祉分野において、国の最低賃金に上乗せして横浜市内の福祉従事者に支払う賃金の目安となるモデル賃金を設定してはどうかと考えますが、市長の見解を伺います。また、海外のリビングウェイジ制度を参考に、事業者の支払い義務を伴わない福祉従事者のリビングウェイジ額の設定を始めてはどうかと考えますが、市長の見解を伺います。

市長

超高齢社会において、福祉人材の確保は重要であり、利用者サービスの向上にも不可欠です。そういった観点から、国に対し、他都市とともに、良質な人材の確保が図られるよう、報酬単価の適正化を提案しています。また、本市では、職員の処遇改善につながるスキルアップのため、訪問介護等資格取得支援なども行っています。今後も引き続き、必要な施策を進めていきます。

## 車いすで乗りやすいブルーラインに



現在ブルーライン新横浜駅ホームの一番前と一番後ろの車両のドアに、車いすで介助なくひとりで乗り降りできる段差解消のスロープがつけられ、大変好評です。ブルーラインの全駅において、ホームと車両の隙間及び段差解消の整備を早急に進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

市長

令和元年10月に国土交通省のガイドラインが改訂され、ホームと車両の隙間及び段差縮小の目安が示されました。整備により、車椅子使用者が単独で乗降可能になるほか、自由に様々な場所に移動しやすくなるため、全駅に展開をしていくべき事業だと考えています。

※グリーンラインではすでに全駅展開されています。

## 障がい者への「合理的配慮」の提供



昨年、障がい者差別解消法が改正されすべての民間事業者へ、障がいある方に対する合理的配慮が義務づけられました。合理的配慮の提供を実効性あるものとするため、今後、行政内部、指定管理者をはじめ民間事業者に対しどのように働きかけ、どのように関わっていくのか市長の見解を伺います。

市長

合理的配慮の提供を推進するため、副市長をトップとした差別解消庁内推進会議を活用し、全庁で取組を強化しています。また、民間事業者へは、障がい者団体と連携し、当事者が講師になる出前講座等を開催しています。今後、法改正により民間事業者の合理的配慮が義務化されるため、働きかけを強化していきます。

## 知的障がい者入所施設等への入所待機者数を把握して必要な支援をすべき



報道では、知的障がい者など施設への入所ができず待機している方々の人数は、全国にのべ約1万8千人おられるとのこと。しかしこの待機者数についてはすべての都道府県が把握しているわけではなく、横浜市においても把握はしていないと伺いました。親亡きあと、重度障がいのある方々にとっては、入所あるいは重度障がいに対応可能なグループホームなどを利用できるのかどうかについては、きわめて重要な問題です。暮らしの選択は市がしっかりと承えて、ニーズに応えられない状況にしてはならないと思います。そこで、横浜市においても、福祉施設への入所を希望している方や、緊急性ある待機者の数をしっかりと把握するべきと考えますが、市長の見解を伺います。

市長

現在も、児童相談所や区、相談機関等が相談を通して施設への入所を希望される方を把握しています。今後も相談をお受けする中で、利用希望のほか、御本人や支援者の状況、緊急性など、一人ひとりのニーズを丁寧に把握していきたいと考えています。

【解説】 当局はこれまで待機者数を把握していないと回答してきましたが、今回初めて把握していることを答弁しました。今後は、入所待機の実態についてきちんと公表し、入所サービスを必要としている方々への支援が行きとどくよう、施策を展開する必要があります。

## パーソナルアシスタンス制度の可能性



スウェーデンなどでは、障がいのある方が個人で契約するパーソナルアシスタンスという生活支援制度があると聞きました。札幌市ではすでに補助制度がはじまっているようです。施設の準備が間に合わない場合に、選択肢として検討に値するのではないかと思います。そこで、横浜市におけるパーソナルアシスタンス制度の導入の可能性について市長の見解を伺います。

市長

本市では、生涯にわたって寄り添う「後見的支援制度」や、単身生活者等の方を支援する「自立生活アシスタント」など、地域のなかで希望される生活を実現していくための制度があります。例示頂いた他都市の事例も参考にしながら、引き続きより良い支援について検討を進めていきます。

## 東横線跡地を横浜の新しいシンボルスポットに



東横線跡地は現在遊歩道としての計画を進めているところと思います。単に歩くだけの道ではなく、ほこみち制度など国のあたらしい制度を活用しながら、より魅力的な歩行空間整備に取り組み、都心臨海部全体の魅力向上をめざした計画とすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

市長

これまでに桜木町駅から紅葉坂までの約300mを開通させ、全国都市緑化フェアなどでも活用してきました。一方で、構造物の調査結果により、一部の構造物の撤去が必要となったことを契機として、今年度より計画の再検討を進めているところです。計画の策定に当たっては、歩行者が通行する機能のみならず、人々が訪れたいような空間づくりを目指して検討を進めます。

【解説】 ほこみち制度とは、歩行者にとって快適で楽しめる空間をつくるため、にぎわいのある道路空間である「歩行者利便増進道路（ほこみち）」を整備する制度です。「ほこみち」に指定されますと、オープンカフェなど歩道上で様々なことが出来るようになります。

## 特別市制度は、区や市の住民自治の拡充・強化をとともうべき



市のパンフレットでは、イギリスのマンチェスター等が一層制自治体かのような図がありますが、厳密に言えば、マンチェスターは一層制とは言えません。人口約280万人のグレーターマンチェスターがあり、そのなかに人口約55万人のマンチェスター市を含む10の「バラ」と呼ばれる自治体があります。人口規模でいえば、グレーターマンチェスターが横浜市の規模であり、マンチェスター市を含む10の「バラ」はそれぞれ横浜市内の行政区にあたります。グレーターマンチェスターは行政機構として公選市長を持ちます。10のバラにはそれぞれ議会とリーダーがいます。この10の自治体のリーダーが、グレーターマンチェスター市長の内閣を構成し、民意を重層的に政策反映する仕組みを整えています。一層制は結果的に中央集権です。地方分権を進めるのであれば、民意の合意形成は、広く大きい自治体ほど細分化された民主的機能が重要です。特別市制度は、日本社会全体の改善や利益につながる新たな都市制度を提示するものであるべきで、各方面のご理解をいただくためにも、きめ細かな民意の反映をおろそかにするとの誤解が生じないように、一層制についての議論には正確な情報に基づく細心の注意を払っていただきたいと思います。一層制に関する表現には十分に注意し、海外事例を含め制度についての正確な市民への情報提供となるよう改善してもらいたいと思いますが、市長の見解を伺います。

市長

特別市は、県の区域外となる一層制の大都市制度であるので、機動的な大都市経営というメリットと同時に、民主的コントロールが働く区の仕組みを充実させていくことが必要であると考えております。特別市になり、機能や役割が拡大することで、市民の皆様のご生活にどのようなメリットがもたらされるのか、私自ら先頭に立ってお伝えをしております。

市長

特別市制度には何らかの「住民代表機能を持つ区」が必要とある通り、今般公表された中期計画素案に述べられている住民自治の強化のためには、行政区の民主的機能を高める必要があります。公選ではない区長の権限を強化するのであれば、なおさら公選職による民主的チェック機能が求められます。そこで、中期計画素案にあるように、東京都の特別区のような新たな自治体をつくらずに区や区長の権限強化を行うなかで、住民自治を強化するためには、区長への民主的チェック機能を高め、区民の民主的合意形成のための機関をつくるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

市長

横浜特別自治市大綱では、区の役割や権限の拡大に併せ、区選出の議員が区行政を民主的にチェックする仕組みや区民の皆様が行政に参画する仕組みを導入することとしております。また、行政運営の基本方針素案でも、特別市を見据えた住民自治の充実を目指しております。引き続き市会とともに議論しながら実現に向けて取り組んでまいります。



【解説】 一層制…自治が行われるエリアに、議会や首長などの民主的意思決定機能がひとつだけあること。東京都区部には区議会がありますが、横浜市の区には議会はなく、区長も選挙されていません。人口の多い大都市では、細分化して議会があるほど、民主的機能は高まります。行政執行の観点からは、トップダウンが可能なことから一層制のほうが円滑だと意見もありますが、きめ細かな民意反映を可能にするためには、各区における民主的な意思決定機能を高める必要があります。

## 山下ふ頭再開発は透明性高く民意とともに歩むべき



市長によりIR誘致が撤回され、1年が経ちます。予定地とされていた山下ふ頭再開発に向けて市民意見募集を行うとともに事業者提案をいただいたところですが、今後はしっかりと民意とともに歩むことが大切です。そのために、透明性の高い決定プロセスを市民や事業者と共有することが不可欠と考えます。そこで、事業内容の決定に向けては、そのすべてを可視化し、透明性の高い、十分に民意に基づいた事業としていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

市長

8月に公表した市民意見募集等の結果を踏まえ、秋頃から事業者提案の修正や追加募集を行うとともに、市民の皆様からも具体的な事業者の提案等に基づく意見募集や市民意見交換会を実施します。それを受け、地域の関係者や有識者等からなる委員会を新たに設置し、透明性を確保した上で議論を展開して、積極的に情報発信しながら、市民の皆様のご意見を反映させた事業計画の策定を進めます。



【解説】 IR誘致の取り組みの振り返り文書については一般質問の最後に市長に質問しました。▶4ページをご覧ください。また、民意に基づく山下ふ頭再開発の進め方については、10月6日の決算第一特別委員会でさらに詳しく港湾局に質問しました。▶6ページ（港湾局）をご覧ください。



▲第3回定例会 一般質問を行うおぎわら隆宏



▲横浜市会 本会議場



▲横浜市会議事堂



## アーキビストによる 公文書管理を



横浜市には年間約123万件の起案文書があるとのこと。保管期限の過ぎた文書を廃棄するのか、それとも歴史的公文書として残すのか適切に仕分けるには、専門家のアドバイスが必要ではないかと考えます。市の意思決定過程の事後検証のためにも、公文書は社会の大切な財産です。専門職であるアーキビストによる行政文書の仕分けを行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。



現在、歴史的公文書の仕分けについては、収集基準に基づき、総務局で行っています。アーキビストを含めた、文書に関する専門人材の確保、育成は、国や地方自治体を問わず、行政全体の課題であると認識をしており、公文書の適正な管理に向け、認証制度をはじめとした国全体の動きを注視していきます。



【解説】アーキビストとは、後世に残すべき公文書を仕分け・管理する、国立公文書館長が認証する公文書管理の専門職です。



## 学校等における子どもたちの 医療的ケアについて



医療的ケア児支援法が昨年9月に施行され、地方公共団体に対して「自主的かつ主体的に」医療的ケア児およびその家族に対する支援を実施する責務が定められ、学校や保育所の設置者の責務としても医療的ケア児に対する適切な支援が定められました。看護師の確保など、横浜市の責務として、学校現場等において医療的ケア児支援法が定める支援を展開できるよう体制を整えるべきと考えます。



医療的ケア児の受入れ及び支援を行う体制を整えることが必要だと考えており、特に、小児の医療的ケアに対応できる看護師など、担い手の確保が非常に重要です。学校や保育所等での受入れが進むよう、研修による人材育成や看護師雇用の補助の充実、訪問看護ステーションの活用などを通じて看護師確保に努めるとともに、お一人おひとりの状況を踏まえて適切に対応していきます。



【解説】いま公立学校には常駐の看護師はいません。しかし、看護師による医療的ケアを必要とする児童が在籍する学校には、常時看護師を配置するなどの対応が必要ではないかと市と教育委員会に求めています。障がいのある子どもも、医療的ケアを必要とする子どもも、自分の持てる力を存分に発揮して、より多くの友人や出来事と出会い、笑顔で日々過ごせる支援を「自主的かつ主体的に」横浜市が行うよう引き続き求めてまいります。



## 子どもたちを受動喫煙から守るため 公園などは禁煙にすべき



健康増進法は屋外での喫煙に規制をかけておらず、配慮義務のみとなっています。東京都の複数の区では、区内すべての公園の喫煙禁止を実施しており、兵庫県も全県域で公園は喫煙禁止です。グローバル都市といわれるニューヨークやロンドン、パリにおいても公園の禁煙化が進んでいます。(市長提案)中期計画の素案にうたわれている「子育てしたいまち」をより一層進めるためにも、子どもたちを受動喫煙から守る取り組みの強化は必要だと考えます。パリで行われたような試験的な取り組みから始めることも一案だと思います。そこで、子どもが多く利用する公園等での喫煙禁止を視野に入れた検討を進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。



現在、公園等において、喫煙する方に向けたポスターを掲示するなど、子どもの近くで喫煙をしないよう、配慮を呼び掛けています。しかしながら、受動喫煙から子どもたちを守らなければいけませんので、子どもが多く利用する公園等での対策の強化に向けて、更なる取り組みを進めていきたいと考えております。



## カジノIR誘致撤回までの 振り返り



本年2月に発表された「横浜IRの誘致に係る取組の振り返り(案)」の中間報告なる文書の冒頭にある、IR誘致事業のはじまりから撤回に至るまでを概括している「はじめに」との文章には、もっとも振り返られるべき、カジノIR誘致への反対運動や、カジノの是非を問う住民投票条例制定の直接請求に関してはまったく触れられていません。住民投票条例の議案に付された、住民投票に意義を見出しがたいとする当時の市長の意見はのせ、市民による請求の要旨はのせておらず、いかにも偏っています。市政の主役たる市民の反対運動には言及せず、直接請求に関する記載もわずかに数行ときわめて少ないこの文書では、なぜ民意とかけ離れ市がIR誘致に邁進してしまったのか、IR誘致をめぐる出来事の客観性に欠け、適切な振り返りにはなり得ないと思います。今後本市が様々な施策を展開するにあたり、市民に喜んでいただける取り組みを進めるためにも、IR誘致振り返り文書の客観性を高めることは極めて重要です。この振り返り文書はIR誘致を推進した職員によって作成されたと伺いましたが、本来はIR誘致に関わっていない方々が編纂の主体となり、誘致に関わった市職員に対しては必要に応じて聞き取りを行うという形式にするべきだったと思います。燎原(りょうげん)の火のごとく広がったIR誘致反対運動は、山中市長誕生へとつながりました。2年の長きにわたり、多くの市民が忍耐と信念にもとづき熱心にIR反対運動を展開し、その土壌にいま、山中市政が花咲こうとしています。この振り返り中間報告は後世に客観的な判断材料として残すべきものであり、今後どのように最終案へと仕上げられていくのか気になります。そこで、IR誘致に係る取組の振り返り文書について、これまでどのように経てきて、今後、最終案の作成に向けてどのように取り組むのか市長のお考えを伺います。また、最終案をつくるにあたっては、第三者による振り返りを行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。



IR誘致の取組に関して、国の動き、市会でのご議論、市が取り組んできた内容など、事実経緯をとりまとめたものを中間報告として2月に公表させていただきました。中間報告に対して、市会や市民の皆様から様々なご意見をいただきましたので、事業の進め方あるいは経済的効果・社会的効果などにつきまして、外部有識者の意見を改めて幅広くいただきながら、とりまとめを進めております。振り返りとしてしっかりととりまとめ、できるだけ早くご報告をいたします。(第三者による振り返りについては)2月に公表した中間報告について、外部の有識者から、第三者的かつ多角的な視点で、専門的知見に基づく考察をいただき、現在とりまとめを進めている最終報告の中でお示ししてまいります。



【解説】この答弁の5日後の9月13日、「横浜IRの誘致に係る取組の振り返り(最終報告)」が公表されました。外部有識者6名の第三者的視点・専門的見地からの丁寧な考察が掲載されています。その一部を抜粋しますと、①(IRの増収効果について検証した結果)横浜におけるIR増収効果は、市がこれまで示してきた効果より大幅に下振れるリスクがある②観光に関するデータでは、横浜市のデータ比較は十分に科学的でなく、データの理解・解釈において恣意性がみられる。IR誘致においては、政策形成、立案にあたってのエビデンスの科学性、あるいは民主的正統性の確保が不十分であった。中間報告は、「振り返り」として不十分であるのみならず、不適切かつ有害なものと言っても過言ではない③横浜市では、残念ながらギャンブル依存症対策についてはおざなりであったとしかいいようがない。(IRがある)シンガポールは独裁国家であり、徹底した管理社会。日本でシンガポールのような徹底した依存症対策に踏み込むことは実際には非常に困難④大規模なホテルの宿泊者の食事を賄うための大量の食材の調達や、シーツなどのリネンのクリーニングなどの大規模な受注を市内の事業者が受けられなければ地域経済への効果は限定的となってしまう。IR区域外での消費を喚起させなければ、(MICEなどへの)訪問者の消費はIRの中で完結してしまい、地域の経済効果はむしろマイナスになることも想定される⑤19万筆を超える署名数があったという事実はやはり存在し、従来以上に、丁寧な対応が必要であったのではないかと。IR事業について住民投票を実施することのメリット・デメリット等について対話を重ねてもよかった⑥IRという事業は、世界的に見てもそれほど多くの事例があるわけではなく、客観的に評価することは難しい。(増収効果の)試算により得られる数値は、条件設定や仮定の置き方によって大きく増減するもの。示された数値だけ表面的に評価するのではなく、条件設定や社会的情勢、事業者の戦略などによって数値の増減があり得るということを十分理解し、一定の幅をもって、これらの数値を扱うべき、等とあります。結果的に、市は経済的社会的効果について不確実な数値を市民に示しながら、また、観光客数などのデータも科学的でない比較等を用いながら、さらに、ギャンブル依存症対策も客観的に有効と判断できないおざなりなままIR誘致を進めたことが、有識者の文章にもにじみ出ています。不確実・不正確な情報を強調し行政が政策を誘導することは、二度とあってはならないことです。それはIR誘致賛成派の市民に対しても不誠実な態度であって、横浜市行政が猛省すべき点だと思います。

## 2021年度 決算特別委員会報告

おぎわら隆宏は、第3回定例会決算第一特別委員会の局別審査において、2021年度(令和3年度)の決算について建築局と港湾局に対して質疑を行いました。そのあらましをご報告致します。

### 建築局 (9月30日)

## がけ地対策について



横浜市は県が指定した土砂災害警戒区域内の高さ5メートル以上の市内がけ地約9,800か所の全てについて現地調査を行い、そのうち特に改善が必要な約1,300か所の登記簿上の所有者に対して、順次改善を案内するダイレクトメールを送付しています。横浜市ではこの土砂災害警戒区域のがけ地を危険度の高い順にA・B・C・Dの4段階に分けています。Aランクのがけ地は前述の「特に改善が必要ながけ地」約1,300か所、「改善が必要」なBランクのがけ地は約2,200か所です。このうち、平成28年からの6年間で改善を促すために所有者に送られたダイレクトメールは、Aランクの約4割の484か所の所有者にしか送られておらず、そのうち実際に改善につながったのは2か所のがけ地のみとの答弁が今回ありました。改善が必要なすべてのがけ地の所有者にダイレクトメールで改善をご案内しつつ、市の支援策を充実させ、国の法改正に準じて新たながけ地対策を進めるよう、建築局に質疑を行いました。以下、質疑後段の主なやり取りです。

荻原：Aランク残り880か所に対する取り組みと、その所有者の人数を教えてください。(Aランクのがけ地は1,364か所あります)

企画部防災担当部長(以下、部長)：ダイレクトメールは、平成28年度から順次実施しており、令和4年度は約120箇所の崖地への送付を予定しています。Aランクの残りの崖地については、急傾斜地崩壊対策事業や助成金制度に馴染まないため、土砂災害ハザードマップの周知により、土砂災害への備えを啓発していきます。(所有者の人数については)箇所数を特定するにあたっては毎年確認していますが、場所が選定された後に土地の公図や登記簿謄本で所有者を確認することになるので、まだすべての数は把握できておりません。

荻原：Bランクのがけ地約2,200か所に対する取り組みと所有者の人数を教えてください。

部長：今年度末までのAランク崖地へのダイレクトメール送付による結果等を検証し、Bランクの崖地等に対する効果的な働きかけの方法について検討します。また、Bランクの所有者の数は先ほどと同じ理由で特定できておりません。

荻原：6年間に1回のみ届くダイレクトメール発送では、改善に取り組んでいると評価し得ないと思います。484か所のAランクのがけ地については年数回、残りのA、Bランクのがけ地についても、年に1回は所有者に対してダイレクトメールを送付して頂きたいと思いますが、お考えを伺います。

局長：なかなか改善に結びつかない、所有者の特定も出来ていないという状況でございます。できるだけ速やかに、所有者をしっかりと特定して、働きかけを行って頂きたいと思っております。

荻原：ダイレクトメール以外にも、がけ地の改善に市民が取り組みやすい環境を作って頂きたいと思いますが、見解を伺います。

局長：これまでは、がけ地所有者へのサポートとして専門家団体と協定を結び、がけ地の地質や擁壁の状況等について、有償で相談できる体制を整えております。令和4年度からは、新たにがけ地や擁壁等の不安や問題点について専門家に無償で相談することができる「崖地相談会」を開催し、市民が改善に取り組みしやすい環境を整備しているところです。

荻原：人命を守るため避難中心の対策となっているとのことですが、いつどのように起こるか分からないがけ地の災害に対して、十分に避難出来るかどうかについては、とくに高齢者や障がいがある方々にとっては困難なことではないかと思えます。危険をきちんと除去する工夫を行政が行わないと、誰も防災措置を施せないのではないのでしょうか。行政がじかに行くべきところもあるのではないかと思います。お考えを伺います。

局長：崖地の防災措置は、原則、土地所有者の責任で行っていただく必要があります。ただし、個人負担では難しく周辺への影響が大きい、急傾斜地崩壊対策事業に合致する自然崖等については、自治体による対策工事を実施しています。急傾斜に合致しない崖地には助成金制度を設けており、県内他都市と比べまして、自己負担は軽減されているかなと考えています。引き続き、崖地所有者への様々な啓発活動や助成金制度の活用等による自主的な崖地改善を働きかけていきたいと思っております。

荻原：所有者が不明な土地もあります。Aランクで所有者不明であることが確定しているがけ地は何か所でしょうか。

部長：12か所になります。ダイレクトメールを送付した後に、あて所なしとして返送されてきたものを累計したものです。

【解説】484か所のがけ地のうち、12か所が所有者不明のがけ地ということです。また、市が認識しているがけ地以外にも、災害時に住民が不安を感じるがけ地はあります。

荻原：所有者不明のがけ地の場合、どのように安全確保を行うのか、市が直接防災措置を施せないのかどうか伺います。

局長：がけ地の防災措置は、その所有者と周辺の皆様で協力して進めていただく必要があります。そのため、所有者が特定できない場合でも、隣地の利害関係者等が建物への被害を軽減するために行う擁壁の整備など、隣地で行うがけ地対策への助成制度を設けています。また、地質や擁壁の専門家への相談体制もお受けできる体制を整えています。

荻原：空家等対策の推進に関する特別措置法は、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家を「特定空き家」と定義して、この特定空き家に対しては、所有者に代わって行政が危険な空き家を撤去できる行政代執行を可能にしています。危険な空き家と同じく、危険ながけ地に対しても、行政代執行によって防災措置を施すなど、新たな手法で対策を行っていくことは考えられないでしょうか。



局長：本年4月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が改正され、「災害等の発生防止に向けた管理の適正化」が位置付けられました。現在、国において具体的な運用についての検討が進められており、そうした検討状況を注視してまいりたいと思っております。

**荻原**：最後に要望へのコメントを頂きたいと思います。一つ目は、DM発送による所有者へのご案内をもっと頻回に行うこと、二つ目は、所有者の方々にしっかり寄り添って支援体制を強化すること、三つ目は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に定められた制度をしっかりと活用して、市民生活の安全確保に全力で取り組んでもらいたいと思います。

それが建築防災課の果たすべき職責であろうと思いますし、建築局全体、横浜市全体が市民にどう向き合うかの意識の問題でもあります。私は数年にわたって本日の議論にあった9,800ヶ所以外のげけ地のご不安についても、市民から相談をお受けしています。これまでの間、建築防災課からは民間の土地である以上、市は何も手出しができないということを繰り返し言われておりましたが、出来ることは実際にはたくさんあるということが本日わかったわけです。何もできないとあきらめることなく、市民と共に課題解決に向けて伴走する思いをもっと強く持って、市民生活の安全確保に取り組んでいただくことを強く要望致します。

## 港湾局 ① (10月6日)

# 山下ふ頭再開発



山下ふ頭の再開発に向けて、事業者からの提案募集と市民意見募集・ワークショップによる市民意見交換会が2021年12月23日から2022年6月30日まで行われ、その取りまとめが8月29日に発表されました。この取りまとめの内容を踏まえ、所管局である港湾局に質問をしました。以下、その主な内容です。

**荻原**：どのような事業者がどのような開発を進めようとしているのかについては、市民にとっては重大な関心事です。事業者提案においては、事業者名と提案内容を市民に公開するべきではなかったかと考えますが、見解を伺います。

**山下ふ頭再開発調整室長(以下、室長)**：前はデベロッパー、設計会社、建設会社等、様々な事業者からご提案をいただきました。事業者名を非公表としなければ提案が出しにくいと考え、提案者の意向により非公表の選択も可となりました。しかし結果として過半の提案が事業者名の公表を可とされていました。そのため、今回の募集は事業者名と内容を公表することも含めて検討していきます。

**荻原**：今回の応募要件である、①純資産10億円以上②過去10年間に敷地面積1haかつ延べ床面積3万㎡以上の複合開発の実績を有すること、との2つの要件は厳格すぎたのではないのでしょうか。山下ふ頭の再開発でもっとも大切なことは、市民参画を斬新に広げ、民主的に事業決定を進めていくことです。そのためにはまず、広く門戸を開いてより多くの横浜の民間企業、団体からご提案いただく機会をつくり、そのアイデアを収斂して計画化をすすめる、設計・施工する段階にいたってはじめて、その計画を実現し得るデベロッパーや建設企業にご提案をいただくというプロセスが望ましいのではないかなと思うのです。これからの追加募集では登録資格要件を緩和し、商店街やNPOなども含めた横浜市内で活躍するすべての企業・団体等から広く提案を募るとともに、募集期間は前回と同様6ヶ月は確保してほしいと思いますが、見解を伺います。

**局長**：我々としてもできるだけ危険な状態を早期に改善していきたいという思いでございますので、まずは取り組めることにしっかりと取り組み、その上でさらに、強化すべきものは強化していきたいと考えています。

**平原副市長**：民間の所有者がいる中に、どこまで行政が手を入れられるかという大きな課題はございますが、少なくともダイレクトメール等々でお知らせするという事は順次広げていきたいと思ひますし、繰り返しやっていきたいと思ひます。支援体制につきましては、無償の相談体制をできるだけ改善し、もう少し良い支援体制が取れるよう検討していきたいと思ひます。所有者不明については、ようやく国で基本的な法律ができるという運びになってまいりましたので、国の様子をしっかりと研究・情報収集しながら、できるだけ早く手が打てるよう検討していきたいと思ひます。

**【解説】** この「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正法は本年11月1日に施行されました。これまでは、所有者が不明なげけ地に対し、危険度が高くても行政は対策を直接打てませんでしたが、これからは所有者が不明な土地も、災害等の発生を防止するために市長による行政代執行が可能となりました。国の運用ガイドラインもすでに示されており、判断基準、催告手続きなどが明示されています。横浜市は国のガイドラインに沿って市の運用基準をこれから定めるとのことです。災害の発生を未然に防ぐため、早期に市の運用基準を策定するよう要望して参ります。

**室長**：山下ふ頭が47haと広大なことなどから、前回の募集時には、実現性を踏まえた提案をいただくため、みなとみらい21地区の街区開発等を参考に資力や実績を条件付けました。しかし、多くの方から条件を緩和し、広く提案を募るべきとのご意見をいただいたため、今回は条件の緩和を検討していきたいと思ひます。また、期間については、前は6か月確保しましたが、現実にはメ切りの2～3か月前から質問や対話などの動きが本格的に始まりました。今回は2回目の募集であり、円滑な事業の推進のため、前回よりも募集期間の短縮は可能と考えています。

**荻原**：今回いただいた市民意見が、すでに事業者から頂いた提案の修正や、新たな事業提案に反映される仕組みは、具体的にどのようなものか伺います。

**室長**：既に事業者の皆様からいただいたご提案の修正や、新たな事業提案の追加募集にあたっては、事前に市民意見募集等の結果を募集資料に添付するなどし、それを踏まえたうえで提案していただくよう周知していきます。

**荻原**：市民意見募集の回答数3,721件のうち10代以下は40人、1.1%の割合となっています。山下ふ頭が再開発され共用開始される2030年ごろに今10代の皆さんがワクワクして訪れる空間になってほしいと思ひます。10代の皆さんに意見交換会などに参加して頂きやすい工夫はないのでしょうか。

**室長**：意見交換会にさらに多くの10代の方々に参加していただくため、開催等の情報が、10代の方々にも行き届くよう、TwitterやLINEなどSNSを活用した情報発信を行い、積極的に働きかけていきます。また、高校や大学と連携して、生徒や学生を対象としたワークショップの開催も検討していきます。

**荻原**：あらためて行う市民意見募集等の結果を事業計画にどのように反映していくのか伺います。

**室長**：市民意見募集や意見交換会でいただいたご意見は、事業者提案の追加募集の結果等とあわせて、今後設置する予定の地域の関係者や有識者等からなる委員会での検討に活かしていきます。市民意見を反映させた、かつ事業成立性の高い新たな事業計画案の策定につなげていきます。

**荻原**：検討委員会は完全に公開し、透明性を確保するべきと考えますが、見解を伺います。

**室長**：検討委員会の会議は、開催日時・場所等の事前公表、インターネットを活用した会議の傍聴、会議後の会議録の公表等を行うことを検討し、透明性の確保に努めていきます。

**荻原**：委員会において、限られたメンバーのなかで、事業内容が固まっていくのであれば、なおさら議論の透明性を高めることが求められます。委員会はどの程度まで事業内容決定に関与することが予定されているのか、山下ふ頭再開発の事業計画は検討委員会で決定されるのかどうか伺います。

**室長**：検討委員会では、市民の皆様・事業者の皆様からのご意見・ご提案を踏まえ、事業計画案を検討する予定です。その事業計画案を基に、改めて市民の皆様からご意見をいただき、そのご意見を踏まえ、市が事業計画を策定していきます。

**荻原**：山下ふ頭は、横浜にとって新しい民主主義のシンボルであり、いま進められている山下ふ頭再開発事業は、新しい時代を切り開くにふさわしい、市民に喜ばれ、横浜に希望と誇りを感じて頂ける事業にする責務が、横浜市政にはあると思ひます。IR誘致は、多くの市民が反対していたにも関わらず進められていきました。行政当局の皆さんには、まっとうな理由で反対を訴えても聞き入れてもらえない市民の心の痛みを感じ取って頂きたいと思ひますし、二度と市民と市政を分断することがあってはならないと思ひます。今回の山下ふ頭再開発は、市民と市政の融和の象徴であってほしいですし、それが横浜の民主主義の成長に必ずつながると私は信じています。そのためには、先般IR振り返りの最終報告が公表されたところですが、IR推進と、市民のIR誘致反対運動との関係性をどのように総括し、市行政としてどうあるべきだったかと反省することが、たいへん重要です。そこで、設置される予定の委員会においては、民意に基づいて事業を進めるための、透明性と民主的進め方が十全に確保されなければなりません。IR誘致における民意との乖離を振り返り、その経験を生かして山下ふ頭再開発にどう生かしていくのか、副市長に伺います。



**平原副市長**：市政を進めていくうえでは、市民の皆様のご理解が欠かせないものだと感じておりますし、そのためには市民の皆様が求める適時・適切な情報発信を行い、情報共有しながら再開発を進めていくことが重要であると認識しているところです。このため、積極的な情報発信や、市民意見募集・意見交換会をこれからも重ねていながら進めていきたいと思ひます。こうした透明性の高いプロセスを経ながら、市民の皆様のご意見を反映させたまちづくりとなるよう取り組んでいきます。

**荻原**：山下ふ頭の未来は、市民の想いで決めていくことを実現することによって、山中市政が投げかける民主主義の新しい形が具現化するのだと思ひます。それが出来ないようであれば、委員会の設置という手法自体に、山下ふ頭再開発を委ねることの妥当性が問われてくると思ひます。民意に十全に基づく委員会の運営を行い、事業内容の決定は、徹底的に民主主義を体現するプロセスを経て頂きたいと思ひます。そこで、透明性と民主的進め方が担保されなければ、限定された委員だけで構成される委員会という手法で事業を進めることは、山下ふ頭再開発にはふさわしくないと考えますが、副市長の見解を伺います。

**平原副市長**：委員会は、インターネットを活用した会議の傍聴、会議録の公表や、必要に応じて委員以外の専門家も参加するなど透明性を確保していきたいと思ひます。また、委員会が検討した事業計画案についても、広く市民に広報した上で、市民意見募集等を行い、その結果を踏まえ修正するなど、市民の皆様にも納得していただける進め方で進めていきたいと思ひます。

## 港湾局 ②

# 臨港パーク先端部の整備について



**荻原**：臨港パークの先端部の整備について、護岸や展望ゾーンの具体的な計画はどのようなものか伺います。

**局長**：緩やかな曲線に沿った護岸の先端に、ハンマーヘッド、大さん橋、横浜ベイブリッジなどが一望できる、シンボリックな展望ゾーンの設置を検討しています。護岸には消波機能を備え、穏やかな水面とし、砂浜・藻場・浅場の造成や棧橋の設置を検討しています。

**荻原**：先端部に棧橋をつくり、船が着岸できるようにすると伺っていますが、棧橋はどのように活用されるのか伺います。

**局長**：現在、横浜駅東口、ハンマーヘッド、赤レンガ倉庫といった横浜の名所を結ぶ水上交通が運行されており、臨港パーク先端部は、その運行ルートの新たな乗降場所として検討していきます。これにより、水上交通へのアクセスが強化され、回遊性の更なる向上が期待できます。



**荻原**：ビーチスポーツのなかで唯一のオリンピック種目でもあるビーチバレーボールですが、横浜の夏の風物詩と言われる「ビーチスポーツフェスタ」が今年も8月に行われ、コロナ対策で縮小された形ではありましたが、多くのビーチバレープレーヤーで金沢海の公園がにぎわっておりました。ビーチサッカーやビーチテニスなども行われて、砂浜ではケガもしにくいですので、子どもたちが歓声をあげてビーチの感触を楽しんでいる姿は誠にほほえましいものです。都心部において身近にビーチに触れることができ、ビーチスポーツを楽しむことができれば、



横浜の臨海部の味わいや賑わいにより一層彩が添えられるのではないかと期待しているところです。そこで、みなとみらいにおいても、いつでもどなたでも気軽にビーチバレーを楽しめるよう、ビーチバレーの常設コートを設置していただきたいと思ひますが、見解を伺います。

**局長**：オリンピック種目でもあるビーチバレーは、大変人気の高いスポーツであります。市民意見募集の結果においても、設置を希望する多くのご回答をいただきました。そのため、気軽にビーチバレーを楽しむことができるよう、簡単にネットなどが設置できる設備や利用しやすい運営方法などについて検討してまいります。

おぎわら隆宏の本会議と各委員会での質疑等の詳細については、録音と議事録ともに、おぎわら隆宏もしくは横浜市のウェブサイトからご覧いただけます！



おぎわら隆宏公式ウェブサイト

横浜市会ウェブサイト



<https://www.ogiwara-takahiro.com>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>

## おぎわら隆宏後援会“隆風会”で横浜市政に参画しませんか？

隆風会は、横浜市議員おぎわら隆宏とともにより良い横浜市政をつくる会です。ご参画下さいませ際は、8ページの事務所連絡先までお気軽にご連絡下さい！

